

氷見市
では、平成十七年
度及び十八年
度で桑

院た
め池周辺が整
備がな
されま
した。



ため池に隣接した小高い築山に休憩施設もできました

「デル事業」では、本年度、
漏水観測や土質調査、
余水吐能力検討などの
業務が行われることにな
つております。皆さん
も一度お孫さん

水土里ネット氷見

第3号
発行所
氷見市土地改良区
〒935-0024
氷見市窪938

転用する農地はどの区域にあるのか確かめましょう
良区の意見書を添付してあります。意見書には地元選出の理事の確認をお願いしております。確認されます際には、周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼすかどうかを審査していただきたいと思います。

①土砂の流出又は崩壊そ
うかを審査していただきたいと思つておられます。農地等が考えられます。農地は土地改良区にとつて貴重な財産です。農地の保全に努めましょう。

②農業用用排水施設の有する機能に支障を及ぼすかど
うかがある場合
③農道、ため池その他の農地の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあ
る場合

三、平成十九年度の国の予算規模は、三百億円を見込んでおり、これは全農地面積の半分をカバーする規模です。（氷見市では約三十%程度です。）これから必要となる拡大面積を設定し、これを満足する主要な要件とする。



基盤整備事業により大区画圃場となった新保地区

一、当対策事業は、平成二十三年度までの五ヶ年であること。（五ヵ年の検証を経て二十四年度以降について検討がなされる。）二、支援交付金の一反当り四千円は、上限であり活動内容によっては、減額もある。

○活動要件を一部緩和する代わりに、活動面積の一定以上の拡大を義務づけることを認める地方裁量を「特認」として導入。○要件の緩和レベル毎に、最低限必要となる拡大面積を設定し、これを満足することを本地方裁量導入の主要な要件とする。

農地・水・環境保全向上対策の平成十九年度からの本格実施に向けて、去る九月十二日と十月四日に説明会が開催されました。先の理事会でその概要を説明させていただきましたが、これまで得た情報等について再度、お報等について再度、お寄せいたします。

五、活動の取組の更なるステップアップには、一地区当たり二十万円から四十万円が支援されます。六、當農活動への支援は、水稻一反当り六千円が交付されます。

七、平成十八年度実験事業の検証結果を踏まえ、地方の裁量を考慮したスキームにより本格実施されます。なお、地方裁量は今年八月に結成された「地域協議会」で検討されます。

は全ての交付金の返還になるのかどうかは今後検討されます。）

返還か

るい

てまいります。

等の決定をみました。今後も逐次情報提供に努め

度から4ヵ年計画で進め
ております、「県営ため
池群広域防災機能増進モ

をお連れして訪ね
てみられたら如何
でしょう。